

平成 25 年度第 2 回湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会（平成 26 年 2 月 10 日）

会議概要および結果

1 開会

2 会長あいさつ

会長 大久保彦根市長 あいさつ

3 議題

(1) 前年度候補地選定作業の経緯について

湖東地域ごみ処理施設候補地選定委託報告書の説明

- ・整備対象面積を施設配置内容から 4ha とした。
- ・抽出要件は、①1 市 4 町全域から抽出、②4ha の空地（短辺 100m. 以下は除く）、③アクセス道路有、④土地取得見込み有の 4 点。1 市 4 町から抽出した 4 ヶ所を評価（26 項目：満点 78 点）し、点数の一番高かった三津海瀬地区を候補地として検討することになった。

○三津海瀬地区の経緯

平成 23 年度 1 市 1 町から 4 地区の推薦を受け、ごみ処理施設建設候補地選定支援業務実施

平成 24 年 5 月 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会開催

平成 24 年 7 月 三津海瀬地区での住民説明会開催

平成 24 年 8 月 三津町、海瀬町から反対署名提出 金沢町、肥田町、周辺自治会反対署名

平成 24 年 10 月 海瀬町総会、調査、建設反対の決議

海瀬町自治会長、土地開発委員長から建設推進せずの文書受理

平成 24 年 11 月 三津町総会で、建設反対の決議

三津町自治会長から建設推進せずの文書受理

平成 25 年 2 月 三津町土地開発委員長から建設取下げ表明文書受理

組合議会で、管理者が三津海瀬地区断念の声明

平成 25 年 3 月 彦根市議会で、彦根市長から、三津海瀬地区断念の報告

○前年度の問題点

- | | | |
|--------------------|-----|----------------------|
| 1. 候補地選定方針決定期間が短い | 対応策 | 前回検証、先進地調査をして方針決定する |
| 2. 募集期間が短い。地元状況未把握 | 〃 | 地元自治体の審査のうえ推薦 公募期間長く |
| 3. 募集時点で地元還元案がなかった | 〃 | 地元への還元要件を決めて公表 |
| 4. 候補地選定調査期間が短い | 〃 | 審査や調査期間を長くする |
| 5. 非公開で進めた | 〃 | 完全公開 選定委員会（公募委員）立ち上げ |
| 6. 地元自治体の関与が少ない | 〃 | 地元自治体と共同で交渉する |
| 7. 候補地断念の判断が早かった | 〃 | 交渉期間長く 地元との先進地視察の実施 |

※前年度の選定作業の検証から、事前調査期間、募集期間、審査期間、交渉期間が短かったと、考えられる。また、地元還元策が未検討、非公開も課題であると考えられる。このため、調査、募集、審査、交渉期間を長くすること（例 募集約半年）、地元還元要件を先に検討すること、完全公開とし、選定委員会を立ち上げるなどの改善をしていけばと考える。〔了承〕

(2) 県内先進地事例の紹介

整備中の大津市（2 施設）、野洲市、近江八幡市、建設済の栗東市（H15）、中部清掃組合（H19）

○視察調査で判明したこと

- ・地元対策は、どの施設でもある。
- ・公募は、近江八幡市、野洲市で行われた。
- ・建設場所は、近江八幡市以外は、全て現地。
- ・場所の決定は、全て公開。
- ・建設場所は、山間地が多い。
- ・計画から稼動までは、10 年程度かかっている。
- ・国庫補助の交付要件は、近年少し緩和され、必ずしも広域化や量を求められなくなった。全国的に事業が重なると交付金が満額支給されない、最近の新聞報道では 6 割程度の内示。
- ・現施設が使用できない時には、圏外排出方式をとっているところもある。

- ・情報を公開して、公募要件を明白にして事業を進めている。
- ・土地を借地としている例が増えている。

※県内調査の結果から、地元還元がある、公募をしている、現地が多い、公開で決定している、借地が増えている、山間地が多い、施設完成は大体10年かかるというような事が分かった。これらの状況を踏まえて、今後の選定方法を検討する。[了承]

(3) 今後の候補地選定方法について

前年度の経緯と県内の状況調査を踏まえ今後の方針を決定。

- ・今後の募集方法 1. 候補地公募、2. 受入地公募、3. 特定地指定、すべてで行う。
- ・募集条件を事前に決める。窓口を地元自治体とする。申込者は個人でも、団体でもよいが、自治会長の同意は必要とするなど。
- ・募集要項は、事務局で検討して作り、構成市町の主管課長と協議をして、協議会に提案する。新たな試みとして、公募委員を含めた候補地選定委員会を検討する。

※大きな方針として、その方向で検討していくことが了承された。

(4) 促進協議会設置要綱の改正等について

促進協議会と組合の関係について。

- ・従来の役割分担では、促進協議会で候補地選定作業を行う。建設地が決定した場合、その建設事業を組合が行うとなっている。しかし、促進協議会で行う選定作業、それから組合が行う建設事業の事務は、同じ建設推進室が行うもので、促進協議会と、組合の業務を分ける必要が無いと考える。
- ・候補地選定に関して、公募委員も含めた選定委員会などの立ち上げを検討している。
- ・もともと促進協議会は、大きなテーマを持っている。現在、建設推進室が事務局であるが、定住自立圏の中心市で事務局を持ってもらうか、今までどおり組合とするか、事務改善を提案したい。今までどおり、組合でということなら、促進協議会の事務は、新ごみ焼却施設の建設候補地選定に関することのみとし、協議会の会計を組合の本会計とすることを考えている。
- ・こうした事務改善を行ってよいのなら、改正案についてこれから検討していきたいと考えている。

※事務局提案について幹事会で検討していくよう指示を受ける。

(5) その他

なし。

4 閉会